

草津市立長寿の郷ロクハ荘内の軽食コーナー部門及び 草津市立ロクハ公園内の食堂及び売店の運営に関する 事業者選考プロポーザル実施要項

1 募集内容

(1) 事業の目的

公益財団法人草津市コミュニティ事業団（以下「事業団」という。）では、草津市立長寿の郷ロクハ荘（以下「ロクハ荘」という。）の指定管理者の指定に併せて、同様に指定管理で受けている草津市立ロクハ公園（以下「公園」という。）一帯のゾーンとして捉え、利用者等に飲み物、軽食および弁当などを安価に提供することにより、施設をより親しみやすく気軽に利用していただくため、ロクハ荘施設内に軽食コーナー（以下「ロクハ荘店舗」という。）とロクハ公園施設内に食堂及び売店（以下「公園店舗」という。）の設置を予定しています。

これは、ロクハ荘店舗だけでは収益を見込みにくいこと、また、公園店舗は年間2か月しか営業しておらず年間営業してもロクハ荘店舗との利用者が競合することから、同一業者による双方店舗の運営をすることにより年間運営の安定化を図るとともに、新たにデイキャンプの森におけるバーベキュー用食材の販売やバーベキューグリル等の機材の貸し出しにより、さらに年間を通して安定的に運営できることから同一業者によるロクハ荘と公園店舗の設置を行います。

そこで、草津市が定める要件の他、事業団が求める条件の下、安定した経営のみならず、質の高いサービスの提供が可能なロクハ荘軽食コーナーとロクハ公園食堂及び売店の運営事業者を「簡易公募型プロポーザル方式」により募集します。

(2) 店舗（貸付物件等）の概要

I ロクハ荘内の店舗

- ①所 在 草津市追分7丁目11番1号
- ②用 途 軽食コーナー（厨房）等
- ③面 積 57.5㎡（うち、厨房部分21.5㎡）
- ④座席数 最大21席
- ⑤備 品 厨房機器リスト（P16参照）のとおり
- ⑥参 考 平成30年度施設利用者数 56,121人（温浴施設30,067人）

II 公園内の店舗

- ①所 在 草津市追分7丁目11番2号
- ②用 途 管理棟内食堂（厨房）及びプールサイド売店（17.9㎡）
- ③面 積 食堂（厨房）（60.8㎡）及び売店（17.9㎡）
- ④座席数 最大29席
- ⑤備 品 厨房機器リスト（P17参照）のとおり

⑥参 考 令和元年度 プール施設利用者数 57,395人

(内、屋外プール施設利用者数 51,706人)

日曜日	約3,000人/日	天候等によって大きく変動します。
平日	約1,000人/日	

(3) 店舗設置・運営の基本的な考え方

ロクハ荘及びロクハ公園のイメージや訪れる人々のニーズを踏まえながらも、軽食コーナー、食堂及び売店それぞれ単体としても魅力ある店づくりをお願いします。クオリティーの高いサービスと商品の提供をできる各店舗として運営することにより、各店舗自体が集客のエンジンとなり、双方の施設又は一方の施設に興味のなかった層にも再認識を促しながら結果、双方の施設自体の集客も上がるよう努めてください。

軽食コーナー、食堂及び売店があるから施設に来る、軽食コーナー、食堂及び売店に来たついでに施設も利用するといった、各店舗自体が集客施設であると考えてください。双方の施設の活性化・双方の施設利用者へのサービス向上をはかり、地域社会に貢献出来るよう、各店づくりによるロクハ地域の街づくりにつなげていってください。

企画提案に当たっては、特に次の点に重視し提案してください。

①店舗設置・運営のコンセプト

- ・隣接するロクハ荘とロクハ公園双方の利用者と、双方の施設における憩いの場として、双方の利用者等が気軽に利用でき、にぎわいを創り出すことのできる各店舗づくり
- ・コミュニティカフェの推進や地産地消の促進など、施設の新たな利用者の掘り起こしや地域の活性化につながる各店舗運営の展開ならびに事業団との事業連携（特にイベント時の模擬店出店など特別メニューの実施）

②利用者等のニーズへの対応

- ・健康志向等利用者のニーズに合ったメニューの開発、サービス提供及び価格設定
- ・バーベキュー食材などの提供、バーベキュー関連機材の貸し出し等

③安定的かつ継続的なサービス向上の努力

- ・日常的なサービス向上の努力
- ・効率的、安定的な店舗運営に資するための食材等の仕入れ・管理体制
- ・適切な従業員の配置と教育体制
- ・適切な安全管理と衛生管理体制

④環境への配慮と公益への貢献

⑤事務手数料など

(4) 契約に関する条件

- ①別途「(仮称)草津市立長寿の郷ロクハ荘内の軽食コーナー、草津市立ロクハ公

園内の食堂及び売店の施設貸借および、運営に関する協定（以下、「協定書」という。）」を締結することとします。

②契約期間

- ・契約期間は、店舗の営業開始日から令和3年3月31日までとします。なお、この期間には、店舗の閉店に伴う現状回復に要する期間を含みます。
- ・店舗の営業開始日は、令和2年4月1日以降で、事業団と事業者との協議により定めた日とします。
- ・契約の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとしますが、事業者が更新を希望しない場合は、6か月前までに、書面により意思表示を行う必要があります。ただし、更新拒絶の予告がなされない場合は、更に1年間更新するものとし、これ以降においても同様とするが、当該更新については最長で令和7年3月31日までとします。
- ・事業者は、別途締結する協定書の規定により貸与を受けた施設運営の収益および自己資金等により、経営に必要となる経費を全て負担するものとし、事業団はこれに対し、一切の経費負担および補償を行わないものとする。

③賃料

- ・賃料は、無償とします。ただし、貸付物件のうち、ロクハ荘軽食コーナー厨房部分、ロクハ公園食堂及び売店については行政財産の目的外使用対象となることから、事業団と草津市が締結する行政財産目的外使用許可に基づく行政財産使用料を負担していただきます。
- ・行政財産使用料は、草津市が発行する納入通知書により、年度ごとに納入期限までに支払うものとします。

④経費の負担

各店舗の設置に要する経費（ただし、照明設備や空調設備など、施設に付随する設備及び厨房設備のうち、草津市が定める標準的な設置工事費は除くもの）のほか、従業員人件費、材料費、光熱水費（ロクハ荘は厨房部分のみ）、通信費、衛生管理費、修繕費、ごみ処理費、看板類の設置費など、店舗の運営に係る一切の経費は、事業者の負担とします。

⑤禁止事項

- ・事業者は、貸付物件を店舗以外の用途に使用することはできません。
- ・事業者は、貸主の権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、あるいは名義貸し等を行うことはできません。

⑥契約の解除

事業団は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができます。この場合において、事業者に損害又は損失が生じても、事業団は、その賠償又は補償の責めを負いません。

- ・事業者が、契約条項に違反したとき
- ・事業者が、応募資格の詐称その他不正な手段により契約を締結したとき
- ・正当な理由なくして、休業状態が1か月間継続しているとき
- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に規定する許可の取り消し又は営業の禁停止を受けたとき

⑦原状回復

- ・契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、事業者は、自己の負担により貸付物件を原状に回復し、事業団が指定する期日までに返還しなければならない。ただし、事業団が特に承認した場合は、この限りではありません。
- ・事業者が、期日までに原状回復の義務を履行しないときは、事業団が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求することができるものとします。この場合において、事業者は、何ら異議申し立てをすることはできません。

⑧損害賠償

- ・事業者は、その責に帰すべき事由により、貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害額に相当する額を事業団に支払わなければなりません。ただし、事業者が自己の負担により貸付物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。
- ・事業者は、貸付物件の使用に当たり、事業団又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任でその損害を賠償しなければなりません。

⑨定期報告

事業者は、毎年度終了後、速やかに前年度の収支実績を含む事業報告書を作成し、事業団に提出することとします。また、この定期報告以外にも、事業団から収支等の報告を求められた場合は、事業者は、その求めに応じなければなりません。なお、重大なクレーム対応については、その都度、事業団まで報告することとします。

⑩法令の順守

貸付物件の使用に当たっては、関係法令等の定めによるもののほか、本要項及び協定書において定めることとします。

(5) 運営に関する条件

I ロクハ荘内の店舗

①営業日

営業日は、施設の開所日（次に掲げる日以外の日）とします。

- ・毎週月曜日（ただし、祝日の場合はその翌日）
- ・毎月第三日曜日
- ・12月28日から翌年の1月4日までの日

②営業時間

営業時間は、事業者の企画提案により自由に設定することができます。
ただし、午前10時から午後2時までは、必ず営業するものとします。

II 公園内の店舗

①営業日

- ・ 7月1日から7月20日までは土・日・祝日営業
- ・ 7月21日から8月31日までは毎日営業（無休）

②営業時間

営業時間は、事業者の企画提案により自由に設定することができます。
ただし、午前10時から午後5時までは、必ず営業するものとします。

以下、I II 共通

③営業日及び営業時間の変更

企画提案書に記載された営業日及び営業時間を変更する場合は、事前に事業団の承認を受けなければなりません。

④提供メニュー等

- ・ 提供メニュー及び販売価格は、事前に事業団と協議の上、事業者が定めるものとします。
- ・ 軽食コーナーでは、昼食用弁当（5食から最大120食）の注文に対応してください。なお、数量により自前で対応できない場合は、再委託は可能としますが、食品衛生面での責任の所在を明確にしてください。
- ・ 酒類の提供は禁止します。
- ・ 食堂のメニューとしては、うどん・そば・定食等軽食、飲み物など自由にご提案ください。
- ・ 売店メニューは「焼きそば」「たこ焼き」「肉まん」「あんまん」「アイスクリーム」「ジュース」「かき氷」その他雑菓子など自由にご提案ください。
- ・ その他、タオル、水着、浮き輪、ゴーグルなどのプール用品の他、シャンプー、リンス、タオルなどの温浴用品販売も可能です。

⑤営業に伴う関係法令上の手続き

店舗の営業に伴い、関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て事業者の責任において行うこととします。

⑥食材の仕入れ・管理

仕入れ食材については、安全性等信頼できる業者から仕入れることとし、提供食材の瑕疵については、事業者が全て責任を負うこととします。また、食材の安全管理には十分配慮するとともに、適温管理を行い、鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守しなければなりません。

⑦衛生管理

- ・ 事業者は、店舗における衛生管理に十分注意を払うとともに、これらにおいて発

生じた食品衛生法上の問題等については、直ちに事業団へ報告のうえ、全て事業者の負担と責任において対処するものとします。

- ・従業員の検便、健康診断については、事業者の責任において実施し、従業員の健康管理に努めることとします。

⑧食材等の搬入口・搬入方法

食材等の搬入の際は、できるだけ営業時間外とし、止むを得ず営業時間内に行う場合は、利用者の安全に十分配慮の上、通行の妨げにならないように注意してください。

⑨ごみ等の処理

店舗内で発生したごみや残飯等の処理については、減量化・資源化に努めるとともに、事業者の責任と費用負担で行うものとします。

⑩施設の管理

- ・事業者は、善良な管理者の注意をもって貸付物件等を使用しなければなりません。
- ・事業者に対し、事業団が施設の管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を順守しなければなりません。
- ・施設（店舗内を除く。）及び敷地内において、事業団の承認を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示又は掲出はできません。
- ・両施設の敷地内は、全面禁煙とする。
- ・飲食スペース及び物品の搬出ルート等は常に整理整頓や清潔保持に努めること。また、ロクハ荘やロクハ公園と連携して、定期的に専門の業者による清掃（グリストラップ含む）や害虫駆除等を行うこと。但し、清掃及び害虫駆除については、関係法令を遵守し、出店者の責任で対応すること。
- ・ロクハ荘やロクハ公園が主催する消防訓練や会議等への参加を要請した場合は、可能な限り出席すること。
- ・定期点検による停電及びロクハ荘やロクハ公園が実施する工事等のため、営業日や営業時間の変更等の対応が必要となる場合がある。また、食材等の保管対策を行うこと。

⑪設備関係（ロクハ公園）

- ・プールサイド売店には「ガス」の供給はありません。（火気は使用禁止です。）
- ・食堂の燃料は「プロパンガス」を使用してください。（IH調理器でも可）
（ガス配管済み。ボンベ配達等手配のこと。）
- ・食堂及び売店で使用する厨房設備什器、テーブル、椅子、食堂備品、冷凍庫、冷蔵庫などの設備は、事業者で用意すること。

⑫その他

本要項の各条項に関し疑義があるとき、その他貸付物件の使用について疑義が生じたときは、事業団と事業者で協議をすることとします。

2 応募について

(1) 募集形式・応募資格

本募集は、簡易公募型のプロポーザルとし、応募できるのは、次の要件を全て満たす法人とします。

- ① 国税及び地方税を完納していること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- ④ 本プロポーザルに参加する他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- ⑤ 成年被後見人、被保佐人及び非補助人でない者
- ⑥ 申込みをしようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑦ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可などの必要な許可を有しており、かつその業を3年以上営業している実績があること。
- ⑧ 過去3年以内に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に違反し、及び罰金等を科せられていないこと。
- ⑨ 過去2年以内に、行政財産の使用許可を受け、当該許可の条件に違反し、当該許可の取消しを受けたことがないこと。
- ⑩ 飲食店運営に必要な許可等を有する者であり、滋賀県食品衛生基準条例に規定する管理運営要領を作成していること。
- ⑪ 本要項に定める事業団の条件に対応できる能力があること。

(2) プロポーザルの日程（※応募多数の場合は、日程を変更する場合があります）

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| ① 募集要項公表、公募開始 | 令和2年1月 20日（月） |
| ② 質疑書の受付期間 | 令和2年1月 20日（月）
～令和2年1月 27日（月） |
| ③ 現地説明会 | 令和2年1月 30日（木） |
| ④ 企画提案書の提出期限 | 令和2年2月 7日（金） |
| ⑤ プレゼンテーション及びヒアリング | 令和2年2月上旬 |
| ⑥ 審査結果の通知 | 令和2年2月中旬 |

(3) プロポーザルの手順

①公募開始（公募要項の配布）

配布期間	令和2年1月20日（月）～令和2年1月27日（月）
入手方法	（公財）草津市コミュニティ事業団 企画総務課、 草津市立長寿の郷ロクハ荘及び草津市立ロクハ公園で配布しています。 また、事業団のホームページからダウンロードすることもできます。 http://kusatsu.or.jp

②質疑書の受付

本プロポーザルに関する質疑は、全て質疑書によることとします。質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出してください。

受付期間	令和2年1月20日（月）～令和2年1月27日（月） 17時まで
提出方法	原則として、電子メールで提出してください。 メールの送付先 E-Mail : community@kusatsu.or.jp なお、（公財）草津市コミュニティ事業団 企画総務課へ持参することもできます。
提出様式	1 質疑書の様式は任意とします。 2 質疑書には、以下の事項を記入してください。 ①事業者名、所在地、連絡先（電話番号）、担当者名 ②質疑内容 3 電子メール送信の際は、件名を次のとおりとしてください。 件名：ロクハ荘の軽食コーナー公募質疑（事業者名）
回答方法	1 随時、事業団のホームページに回答を掲示します。 2 質疑書を持参された事業者に対しては、質疑書の受付期間終了後に、全ての質疑と回答を取りまとめ、郵送又はファックスにて送付します。

③現地説明会

開催日時	令和2年1月30日（木）午前10時から
開催場所	現地（ロクハ荘、ロクハ公園）へ直接お越しください。
申込み	希望される方は、 <u>1月28日（火）午後5時までに電話でお申込み</u> ください。※申込み先：次の「④応募申込み提出先」と同じ

④応募申込み

提出期限	令和2年2月7日（金）17時まで
提出先	〒525-0037 草津市西大路町9番6号（草津市立まちづくりセンター内） （公財）草津市コミュニティ事業団 企画総務課 電話：（077）565-0404

提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、書留郵便としてください。(当日消印有効)
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 応募申込書 … 所定の様式による 2 企画提案書 ※「企画提案書の提案項目及び記載内容一覧」を参照してください。 (添付書類) <ol style="list-style-type: none"> 1 企業概要 (営業展開している店舗の概要が分かるもの)、 派遣社員の構成及び本軽食コーナー、食堂及び売店を所管する営業所等の内容と所在地 2 商業・法人登記簿謄本 … 提出日前3か月以内のもの 3 印鑑登録証明書 … 提出日前3か月以内のもの 4 営業経歴書 (過去3年間の食品衛生法違反の有無についても明記のこと) 5 決算書 … 直近2年間分 6 納税証明書 … 直近2年間分の市税納税証明書 (法人及び代表者) 7 営業に関する資格、免許等の写し (食品衛生法の規定による営業許可書、管理運営要項の写し、食中毒保険証書) 8 従業員調書… 所定の様式 (別紙参照) による
提出部数	各1部
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・上記書類のほか、必要に応じて別の書類の提出を求められることがあります。 ・企画提案書は、本要項に定める各要件に合致する内容としてください。

⑤プレゼンテーション及びヒアリング

応募者を対象に下記のとおり実施します。なお、欠席した場合は、応募を辞退したものとみなします。

開催日時	令和2年2月上旬 ※開催日時等の詳細については、応募者に別途ご連絡します。
開催場所	(公財)草津市コミュニティ事業団 (草津市立まちづくりセンター内)
内容	応募者による企画提案書の説明 (15分以内) 及び審査員によるヒアリング (10分程度) ※出店への意欲や提案の具体性・実現性などを確認します。 企画提案書の中で、特に強調したい項目を中心に説明してください。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 出席者は、責任者を含め3名以内としてください。 2 当日に、新しい資料等の提出はできません。提出済の企画提案書に基づき説明してください。

	<p>3 プロジェクター等は使用できません。</p> <p>4 応募者が複数無い場合は、プレゼンテーション及びヒアリングを行わない場合があります。(ただし、書類審査は行います。)</p>
--	---

令和 年 月 日

(公財) 草津市コミュニティ事業団 理事長 様

応募申込書

所在地

法人名及び代表者名

⑩

連絡担当者氏名

電 話

FAX

E-mail

「草津市立長寿の郷ロクハ荘内の軽食コーナー、草津市立ロクハ公園内の食堂及び売店の運営に関する事業者選考プロポーザル実施要領」に基づき、企画提案書及び下記の書類を添えて応募の申込みをします。

(添付書類)

- 1 企業概要（営業展開している店舗の概要が分かるもの）、派遣社員の構成及び本軽食コーナー、食堂及び売店を所管する営業所等の内容と所在地
- 2 商業・法人登記簿謄本
- 3 印鑑登録証明書
- 4 営業経歴書（過去3年間の食品衛生法違反の有無についても明記のこと）
- 5 決算書（直近2年間分）
- 6 納税証明書（直近2年間分の市税納税証明書（法人及び代表者））
- 7 営業に関する資格、免許等の写し（食品衛生法の規定による営業許可書、管理運営要項の写し、食中毒保険証書）
- 8 従業員調書

(※本申込書には、印鑑登録証明書と同一の印を押印してください。)

企画提案書の提案項目及び記載内容一覧

No.	提案項目	記載内容
①	店舗の運営方法	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の管理運営に関する基本方針について記載してください。 ・店舗の営業日、営業時間を記載してください。
②	安全管理・食品衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生や品質管理について、事故防止の対策及び万一の事故発生時の対応策等を記載してください。
③	従業員の配置体制	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の勤務体制、労働条件や教育等に関する方針等について記載してください。
④	クレーム・要望等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者からのクレームや要望への対応等について記載してください。
⑤	商品・サービスの構成	<ul style="list-style-type: none"> ・提供を予定している主なメニューの種類及びその価格等について記載してください。(予定メニューの写真を添付してください。) ・その他提供を予定しているサービス、物販等があればその内容及び価格等について記載してください。特にバーベキューに関する食材や機材等の貸し出し等メニュープランやサンプル写真を添付してください。
⑥	ごみの回収・処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内で発生したごみ等の回収及び処理方法等について記載してください。 ・ごみ減量化推進に関する工夫等があれば記載してください。
⑦	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の年間収支計画を記載してください。
⑧	出店に際してアピールできる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・出店に際してアピールできる事項や付加的なサービスの提供など優位性や特徴のある事項、また事業団との事業連携や地域への貢献等について記載してください。併せて事業団が提案した「別記」軽食コーナーの運営」に関し、実現しうる方策を記載してください。 ・他のレストラン経営の実績等について記載してください。

※企画提案書は、上記①～⑧の項目を全て網羅し、項目順に作成してください。なお、様式は任意ですが、A4用紙（縦）横書きで5枚程度、両面印刷・左綴じとしてください。

様 式

従 業 員 調 書

法人名または代表者名

㊟

	人 数	左の内の有資格者数 内容 ()	備 考
従 業 員 数	人	() 人	
パ ー ト 等 数		() 人	

配置する食品衛生責任者（予定者を含む。）

住 所	
氏 名	
経 歴	

○ 有資格者の場合は、資格を証明する書類の写しを添付のこと。

3 評価について

(1) 基本的な考え方

選考に当たっては、提出された企画提案書のほか、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）の内容について評価し、最も高い評価を得た応募者を運営事業者として選定します。なお、プレゼン等を行わない場合は、企画提案書のみで評価します。

(2) 審査主体

審査は、別途定める評価方法に基づき、事業団職員により公平かつ適正な評価を行います。

(3) 審査結果の通知

結果通知	1 プレゼン等の参加者全員に、書面により結果を通知します。 (プレゼン等を行わない場合は、応募者のみ) 2 また、事業団のホームページにおいて、審査結果を公表します。
通知期日	令和2年 2月中旬

(4) 留意事項

次のいずれかに該当するときは、運営事業者としての選定を取り消します。

- ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- ②運営事業者の決定から協定書締結までの間に、運営事業者の資金事情の変化等により、店舗の設置及び運営の履行が困難であると判断されたとき。
- ③著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと判断されたとき。
- ④運営事業者が、P.5 に定める応募要件に適合しなくなったとき。

(5) 契約の締結

運営事業者に選定された者は、事業団と協定書を締結するための協議を行い、速やかに契約を締結することとします。

(6) その他

- ①応募に係る費用は、全て応募者の負担とします。
- ②企画提案書の著作権は、応募者に帰属します。ただし、事業団が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

- ③ 提出された書類は、一切返却しません。
- ④ その他、本要項及び協定書に定めるものの他については、草津市が定める「草津市立長寿の郷ロクハ荘指定管理者募集要項並びに草津市立長寿の郷ロクハ荘運営管理業務仕様書及び草津市立長寿の郷ロクハ荘軽食コーナー部門提案要領」によるものとします。
- ⑤本要項は、当該施設の指定管理者の候補者として実施するものであり、草津市が行う地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の指定議決が得られない場合やその他指定管理者として指定が行われない場合は無効となります。
- なお、この場合応募に係る費用は補償しませんが、提出された書類はお返ししません。

(7) 問合せ先

担 当	(公財) 草津市コミュニティ事業団 企画総務課
所在地	〒525-0037 草津市西大路町9番6号 (草津市立まちづくりセンター内)
電 話	(077) 565-0404
F A X	(077) 565-1221
E-Mail	community@kusatsu.or.jp

厨房機器リスト (ロクハ荘)

図面番号	機 器 名	数量	寸 法 等		
			W (mm)	D (mm)	H (mm)
1	カウンター	1	2600	390	720
2	作業台	1	500	450	800
3	三槽シンク	1	1500	450	800
4	隅台	1	450	450	800
5	アイスメーカー	1	630	450	800
6	一槽シンク	1	1200	450	800
7	調理台	1	1560	450	800
8	冷凍冷蔵庫	1	1180	650	1910
9	木製造付食器棚	1	2000	455	2280
10	スープレンジ	2	600	730	440
11	ガステーブル	1	1200	700	760
12	作業台	2	900	600	760
13	一槽シンク	1	900	600	760
14	給湯器	1	350	160	600
15	換気扇	1	420	130	440
16	排気フード	1	2400	1200	400
17	手洗器	1	400	310	740

厨房機器リスト（ロクハ公園）

図面番号	機 器 名	数量	寸 法 等		
			W (mm)	D (mm)	H (mm)
1	カウンター	1			
2	作業台				
3	三槽シンク	1			
4	隅台				
5	アイスメーカー				
6	一槽シンク				
7	調理台	1			
8	冷凍冷蔵庫				
9	木製造付食器棚				
10	スープレンジ				
11	ガステーブル				
12	作業台				
13	一槽シンク				
14	給湯器	1			
15	換気扇	1			
16	排気フード	1			
17	手洗器	1			